府令・省令

○内閣府・厚生労働省令第十二号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十三号）の施行に伴い、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第十四条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第十四条に規定する情報の提供に関する命令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第十四条に規定する情報の提供に関する命令

（内閣総理大臣が提供する情報）

第一条　内閣総理大臣は、厚生労働大臣又は日本年金機構に対し、次に掲げる情報を提供するものとする。

一　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（第五号及び次条において「法」という。）第二条第一項第一号に規定する被害者であって帰国したもの（以下この条において「帰国した被害者」という。）又は北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。第五号において「令」という。）第六条に規定する被害者の子及び孫（以下「被害者の子及び孫」という。）の別並びに当該帰国した被害者又は被害者の子及び孫の氏名、性別及び生年月日

二　帰国した被害者が北朝鮮当局によって拉致されたと認められる日（日を特定できない場合にあっては、帰国した被害者が北朝鮮当局によって拉致された日が属すると認められる期間）

三　帰国した被害者又は被害者の子及び孫が帰国し、又は入国し本邦に住所を有するに至った場合には、その旨、その日付及び当該帰国した被害者又は被害者の子及び孫の住所

四　被害者の子及び孫について、昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち日本国籍を有していなかった期間がある場合は、当該被害者の子及び孫に係る当該期間

五　法第十一条の三に規定する被害者の子（以下この号及び次条第二号において「被害者の子」という。）から令第二十六条の規定による請求があった場合は、当該被害者の子の氏名、性別、生年月日及び住所

（厚生労働大臣等が提供する情報）

第二条　厚生労働大臣又は日本年金機構は、内閣総理大臣に対し、次に掲げる情報を提供するものとする。

一　法第十一条の二第一項の規定により被害者に対して支給する特別給付金の額に相当する額

二　法第十一条の三の規定により被害者の子に対して支給する追納支援一時金の額に相当する額

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令第九条の情報を定める命令の廃止）

2　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令第九条の情報を定める命令（平成十四年内閣府令第厚生労働省令第九号）は、廃止する。

○内閣府・国土交通省令第六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

1　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）であって、国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。）内に存する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）を起点又は終点とするものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の空港に係る国家戦略特別区域空港アクセスバス事業に対する道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十条第一項第一号ロ及び第十五条の十三第一項の規定の適用については、同号ロ中「路線」とあるのは「路線又は国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。）内に存する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）を起点若しくは終点とする路線」と、同号ロ及び同項中「長距離急行運送」とあるのは「長距離急行運送等」とする。

2　前項の区域計画には、法第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業に係る空港を定めるものとする。

3　第一項の認定を受けた区域計画に定められた国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が実施される場合には、当該国家戦略特別区域空港アクセスバス事業の関係者は、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が適正に実施されるよう、必要な措置を講じ、公正な競争の確保が図られるよう努めるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○法務省令第三十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

第五条第一項中「法第二十六条の二第一項」の下に「又は法第二十六条の三第一項」を加え、同条第六項中「写真」の下に「（法第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者にあつては、指紋又は指紋及び写真）」を加え、同条第十項第四号中「各号」を「イからトまで」に改める。

第七条第二項中「において」の下に「、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し」を加え、「、法務大臣が」に改める。

第七条の二第五項中「第二十七条第五項」を「第二十七条第六項」に改める。